日本ペイント健康保険組合

KenpoNews

2025
SPRING
No.84

CONTENTS

2025年度予算

2025年度保健事業

Life Plus働く女性の健康応援
プロジェクト参加報告

再チェック 医療機関等のかかり方

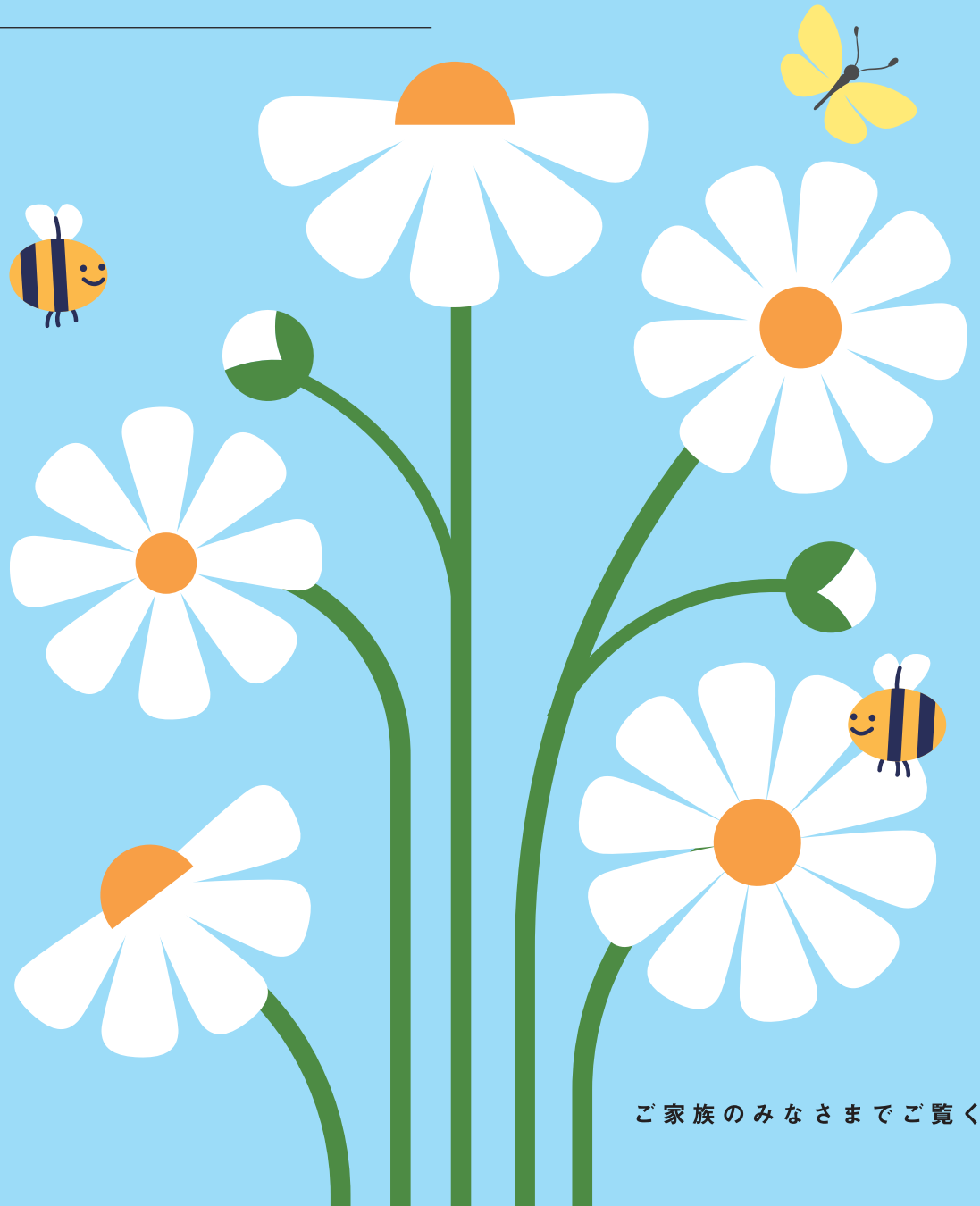

ご家族のみなさまでご覧ください。

2025年度 予算

２月13日に開催されました組合会にて、
2025年度予算が承認されましたのでお知らせします。

一般保険

一般保険料率は前年度と同様の8.7%に据え置きます。

- ●被保険者数　3,680人（男性 2,944人　女性736人）
- ●被扶養者数　3,656人
- ●扶養率　0.99人
- ●平均年齢　44.27歳（男性44.62歳　女性42.88歳）
- ●平均標準報酬月額　475,000円（男性495,000円　女性396,000円）
- ●一般保険料率（調整保険料率含む）　8.7%
  - 事業主負担　4.7417%
  - 被保険者負担　3.9583%

予算総額　2,524百万円

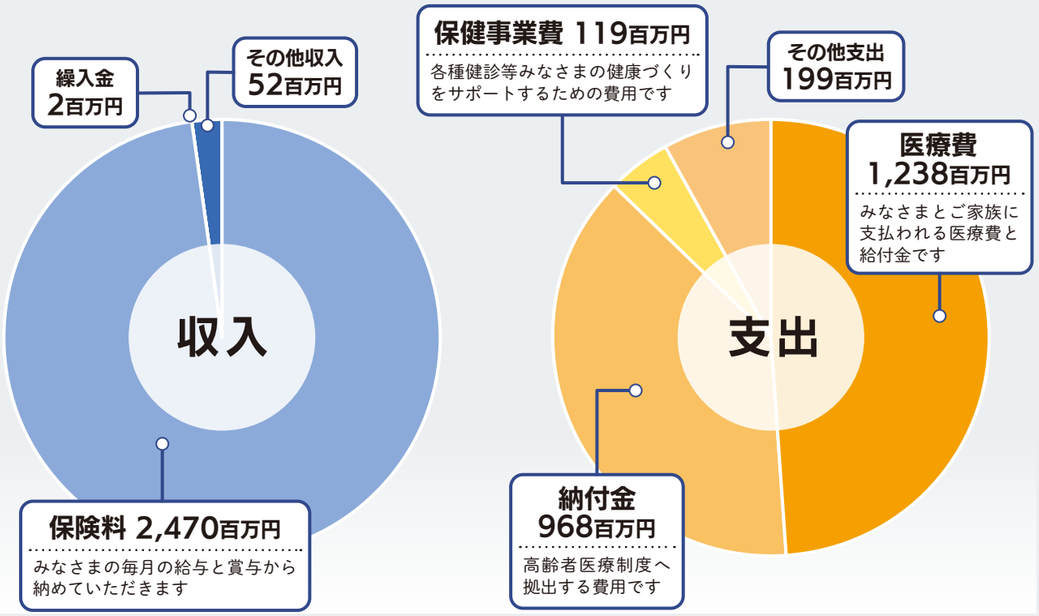

介護保険

介護サービス費に充てられる介護納付金は、前年度予算比100百万円減少する見込みです。介護保険料率は今年度より厚生労働省が示す「参考料率」を基本に設定し、前年度から0.26%引き下げて1.64%といたします。

- ●介護保険第２号被保険者数　3,108人
- ●介護保険徴収対象被保険者数　2,220人
- ●平均標準報酬月額　510,000円
- ●介護保険料率　1.64%
  - 事業主負担　0.82%
  - 被保険者負担　0.82%

（単位：百万円）

●収入

科目	予算額
介護保険収入	314
繰入金	0
合計	314

●支出

科目	予算額
介護納付金	280
予備費	34
合計	314

Kenpo Information

組合会議員の就退任

（2024年８月１日付）
議　員　〔退任〕木村　健彦　〔就任〕星野　匡弥

（2025年１月１日付）
理事長　〔退任〕齋藤　真一　〔就任〕川口　公高
議　員　〔就任〕中澤千佳子

介護保険料率の変更

（2025年３月１日［４月徴収分］より）

1.90%（事業主 0.9500%／被保険者 0.9500%）▶ 1.64%（事業主 0.8200%／被保険者 0.8200%）

※事業主・被保険者の負担割合に変更はありません。

規約・規程の変更

議員定数削減、任期期間延長、任期開始日の変更
（2025年４月21日付）

専門性や見識をもって健保事業に対する意見や監理を担い「できる限り長期間」議員を務めていただくため、かつ意思決定の迅速化を図るため、健康保険法施行令等に則り、定数削減と任期を延長する。
また、組織人事異動等による任期途中での手続きの軽減のため、任期開始日を加入各社の事業年度にあわせる。

項目	改訂内容	従前
議員定数	**14人** **選定・互選各7人** （理事定数変更なし）	16人 選定・互選各8人 （理事6人 各3人）
任期期間	**2年8カ月10日**	2年
開始日	**1月1日**	4月21日

任意継続被保険者の標準報酬月額

健康保険法第47条の規程により、2025年度に適用される任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が決まりました。

標準報酬月額　第29等級　**470,000円**
（適用年月日：2025年４月１日～2026年３月31日）

DATAでみる 2024年度決算見込みと2025年度予算について

納付金の精算戻りにより経常収支は一時的に改善見込み

2024年度は、被保険者数の減少により、保険料収入は前年度比▲0.6%となる見込みです。一方支出は、医療費が前年度比▲6.7%、納付金は前期高齢者納付金の精算戻りにより▲13.5%となり、経常収支は9百万円の赤字が見込まれています。

2025年度はさらに被保険者数が減少する見込みであり、引き続き保険料収入も減少が見込まれます。医療費は高額医療の影響により増加が見込まれていますが、引き続き前期高齢者納付金に精算が生じることから、一時的に黒字予算となる見込みです。

2026年度以降は、経常収支は一転赤字となる見通しですが、当面は別途積立金からの繰り入れで対応します。

経常収入・経常支出・別途積立金の推移

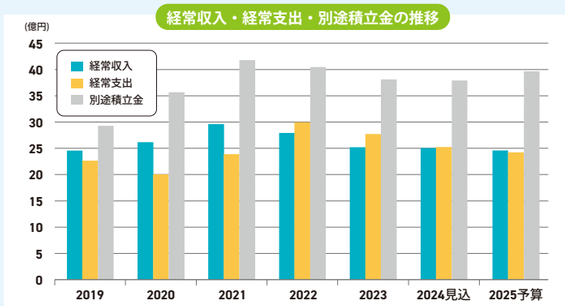

高齢者医療制度への納付金の推移

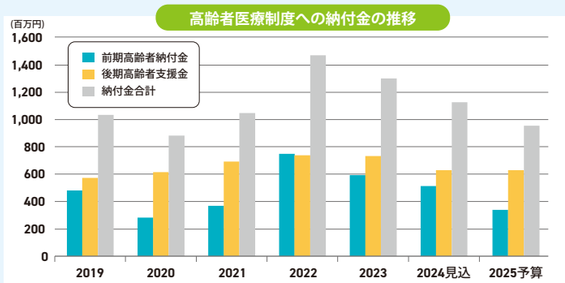

2025年度 保健事業

将来的な医療費の削減のため 4つの重点課題に取り組みます！

課題1 生活習慣病予防・重症化予防対策

- □ 特定保健指導の実施で生活習慣病リスクの保有割合を低下させます。
- □ 若年層のヘルスリテラシーを向上させ、将来の特定保健指導該当率を低下させます。
- □ 重症化予防の取り組み、特に糖尿病腎症の予防に注力し、将来的な発症人数を減少させます。

●2024年度健診結果における糖尿病腎症リスク者

【腎症2期以下50人】	【腎症3期76人】
□ 投薬あり（23人）	□ 投薬あり（71人）
□ 投薬なし（27人）	□ 投薬なし（5人）

▶ 放置すると腎機能が低下し、人工透析となる可能性も

課題2 がん検診の受診促進・有所見者へのアプローチ

- □ がん検診の受診促進・有所見者へのアプローチを行い、早期発見につなげます。
- □ 生活習慣病・がん検診での有所見者に対し、健康管理室とコラボして受診勧奨および経過観察を実施します。
- □ 乳がん・子宮がん検診に対し、さらなる受診促進を行います。

●2024年度 要精密検査の内訳〔被保険者〕（人）

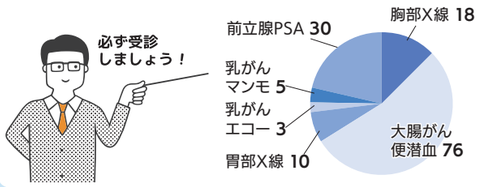

課題3 女性特有の健康課題への支援

- □ 全年齢の男女を対象に、健康情報を配信し、女性の健康に対する理解を向上させます。また、婦人科受診などの行動変容を促します（詳細は6-7ページ）。
- □ ロコモティブシンドローム対策として、骨粗しょう症検査を実施し、予防につなげます。

女性は、骨粗しょう症になりやすいのが特徴です。
主なリスク因子は、やせ、エストロゲンという女性ホルモンの減少です。
検査で早期に発見して、早期治療を行いましょう！

課題4 薬剤費の適正化

- □ 多剤、禁忌薬剤の服薬者に対し、調剤明細を送付し、薬剤師による電話相談を実施します。
- □ 常備薬の斡旋を行い、スイッチOTCなどの一部の薬剤について、補助を実施します。

●1人当たりの薬剤費（円）

2024年度は、被保険者・被扶養者の薬剤費の合計が49,197円となり、医療費全体の15.3%に。2021年度と比較すると16%の増加となりました。

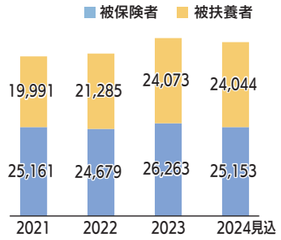

今年もデータヘルスに基づきみなさまの健康をサポートします。
将来的な医療費を減らすため、病気リスクの早期発見・治療につなげます。

2025年度 保健事業一覧

今年も健康状態をチェック 健診事業

- ■特定健診（被保険者・被扶養者・任継者）
- ■人間ドック、脳ドック補助（被保険者・被扶養者・任継者）
- ■生活習慣病・がん検診（被保険者）
- ■節目健診（被扶養者・任継者）
- ■一般がん検診補助（被扶養者・任継者）
- ■子宮がん、乳がん検診補助（被保険者・被扶養配偶者・任継者）
- ■自己採取型子宮がん郵送健診（被保険者・被扶養配偶者・任継者）
- ■前立腺がん補助（被扶養者・任継者）
- ■歯科健診（被保険者）
- ■歯周病郵送健診（被扶養者・任継者）
- ■骨粗しょう症検査 NEW（被保険者・被扶養配偶者・任継者）

リスク低減のために 疾病予防事業

- ■特定保健指導（被保険者・被扶養者・任継者）
- ■若年層生活習慣改善プログラム（被保険者）
- ■重症化予防・糖尿病腎症予防対策 NEW（被保険者）
- ■禁煙外来補助・禁煙オンライン指導（被保険者・被扶養者・任継者）
- ■スポーツクラブ利用（被保険者・被扶養者・任継者）
- ■こころとからだの健康電話相談（被保険者・被扶養者・任継者）
- ■調剤適正化事業（被保険者・被扶養者・任継者）
- ■常備薬の斡旋補助 NEW（被保険者・被扶養者・任継者）
- ■ストレスチェック（被保険者）
- ■健康キャンペーン（被保険者）

健康づくりに役立つ 健康情報の提供

- ■機関誌（Kenpo News）
- ■ホームページの運営
- ■マイヘルスウェブ
- ■ニッペ健保公式LINEアカウント
- ■育児書の贈呈
- ■高齢者への健康情報
- ■健康情報誌の配付
- ■女性の健康応援プロジェクト NEW

NEWS&TOPIC ニッペ健保が後期高齢者支援金の減算対象組合に選出

日本ペイント健康保険組合は、「2023年度の後期高齢者支援金の減算対象組合」に選出されました。

加入者のみなさまの健診受診や特定保健指導などの健康サポート、医療費抑制の取り組みなどが評価され、後期高齢者支援金が減算されることになります。

減算率

全5区分の減算区分中
▶**第3区分（0.174%）**
全国1463保険者中**166位**

減算額

2025年度後期高齢者支援金約6.6億円のうち
▶**約116万円の減算**

今年度もさらなる評価向上に取り組んでまいります。
引き続き加入者・事業主のみなさまのご協力をお願いします。

後期高齢者支援金の加算・減算制度とは？

各健康保険組合の特定健診・特定保健指導の実施率等により、後期高齢者医療制度への支援金額を一定率加算・減算するしくみのこと。

加算・減算の主な評価項目

- □ 特定健診・特定保健指導の実施率
- □ 糖尿病などの重症化予防
- □ ジェネリック医薬品の使用率、使用促進
- □ がん検診・歯科健診の実施率、および受診勧奨
- □ 加入者に向けた健康づくりの働きかけ　など

働く女性を応援！

Life Plus働く女性の健康応援プロジェクトに参加しました！

日本ペイント健康保険組合では、職場をもっと働きやすくするための取り組みとして、複数の団体（健保組合・企業）の合同企画「Life Plus 働く女性の健康応援プロジェクト」に参加しました。

概要

全年齢の男性・女性を対象として、「働く女性」をテーマに
健保公式LINEから参加者のみなさまに役立つ情報をお届けしました。
事前のアンケートから選択いただいたテーマは次のとおりです。

『Life Plus』～女性の健康 あなたにぴったりの情報が届く。女性も男性も一緒に学ぼう～

健康的なキレイについて	選択者 49人
年齢を重ねて出る症状（更年期等）について	選択者 156人
男性に知ってほしい働く女性の健康について	選択者 73人
子どもの適正受診などについて	選択者 68人
不妊治療と仕事の両立について	選択者 34人

※複数選択可

配信コンテンツを見た方の声をご紹介します

配信コンテンツに気づきがあった

回答率 91%

Q. どういった点で新たな気づきがありましたか？

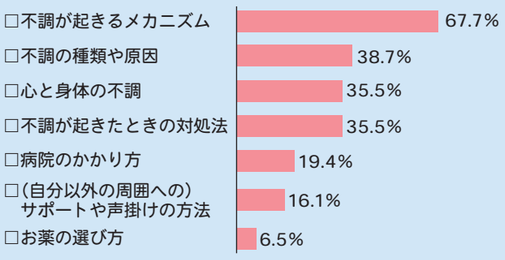

これからの生活に役立つと思う

回答率 91%

Q. 役立つと思った理由をお聞かせください

- 不調があっても忙しく女性特有の問題だと気づきにくいことが多かった。家族で話し合うきっかけになった。
- 更年期症状についての不明点や今後の向き合い方、病院に相談に行くか等、とても勉強になったため。
- 男性ではなかなか得られない知識が多かった。

配信後、病院で診てもらおうと思った

回答率 88%

Q. 受診しようと思った理由をお聞かせください

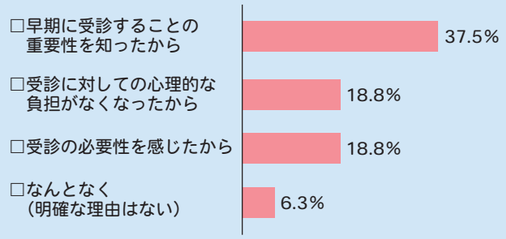

以前より女性の健康課題について周囲と話すようになった OR 考えるようになった

回答率 47%

女性の健康に関する必要なサポートについて知ることができた ※男性限定

回答率 100%

配信後、あなたの生活習慣に変化が見られましたか？

運動習慣の変化
□運動するようになった OR 心がけるようになった
回答率 56%

食習慣の変化
□栄養バランスやカロリーなどを配慮するようになった OR 見直そうと考えるようになった
回答率 62%

血圧・体重などのチェック習慣の変化
□血圧や体重などを測るようになった OR 確認したいと考えるようになった
回答率 73%

＼ 2025年度も ／
『Life Plus 働く女性の健康応援プロジェクト』に参加します！

今年度は６月から「Life Plus 働く女性の健康応援プロジェクト」の実施を予定しています。昨年に引き続き参加者のみなさまに役立つ情報をお届けします。ぜひ、みなさまご参加ください！
詳細は、CANVASや、健保公式LINEアカウントにてお知らせします。

2025年度も

効果的な保健指導を実施します！

当健保組合では、健診結果から生活習慣病リスクの高い方に対して、
特定保健指導（40歳以上）・**生活習慣改善プログラム**（40歳未満）をご案内しています。

保健指導の対象者の方は…

保健師などの専門スタッフによる
健康支援が**無料**で受けられます。
みなさまの参加をお待ちしています！

追跡 DATA

特定保健指導で積極的支援に該当し保健指導を受けた人は、翌年約40%が改善

2023年に積極的支援に該当し保健指導に参加した方の翌年の推移

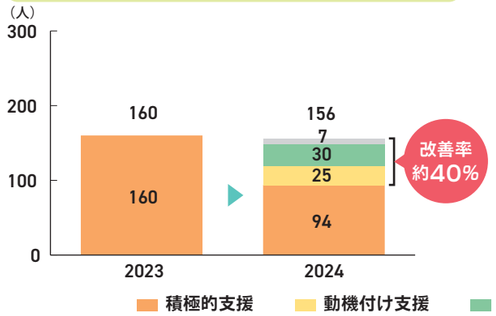

2023年に積極的支援に該当し保健指導に参加しなかった方の翌年の推移

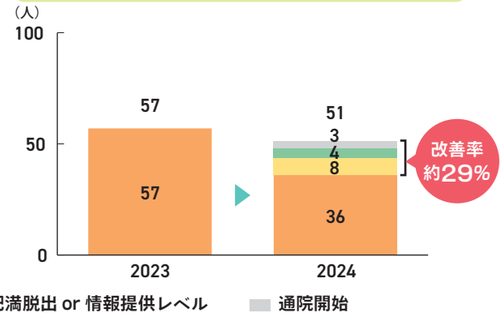

マンガ de 知っ得！ 健康保険

先発医薬品を選ぶと自己負担が増える！「長期収載品の選定療養」とは

※長期収載品…ジェネリック医薬品のある先発医薬品のこと

ジェネリック医薬品を使用しない場合、一部が自費負担になります

2024年10月から、ジェネリック医薬品があるのに先発医薬品を希望して使用する場合、差額の一部を自己負担とする新しい仕組み「**長期収載品の選定療養**」が導入されました。

通常、医療費は7割が健康保険で賄われ、3割が患者負担ですが、先発医薬品を希望する場合は、先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1が「特別の料金」として自費となり、健康保険の適用範囲から除かれます。

ただし、以下のケースは対象外となり、従来どおりの扱いとなります。

選定療養の対象外となるケース

- 発売後間もない薬（ジェネリック医薬品の発売から5年未満）
- 処方せんの「変更不可欄」にチェックが入っている
- ジェネリック医薬品が在庫不足　など

例 先発医薬品2,000円・ジェネリック医薬品1,000円（3割負担の場合）

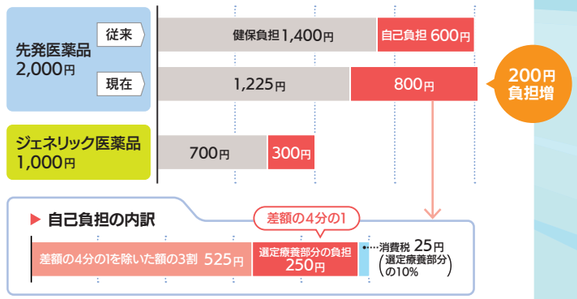

お子さんも自己負担が発生します

これまで自己負担がなかったお子さんも、先発医薬品を希望すると、特別の料金分の自己負担が生じますのでご注意ください。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分で作られ、効き目が同等であることが認められたお薬です。

お薬をもらうときは、ジェネリック医薬品が使えるか医師や薬剤師に相談してみましょう。

収入の超過など被扶養者に異動があった場合は 5日以内に 健保に届出をお忘れなく！

扶養家族の2024年の収入は130万円（60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円）を超えていませんか？ 被扶養者の現況調査で、減員の手続き漏れが発覚した場合は、遡って対応することになりますので、正しく手続きを行ってください。

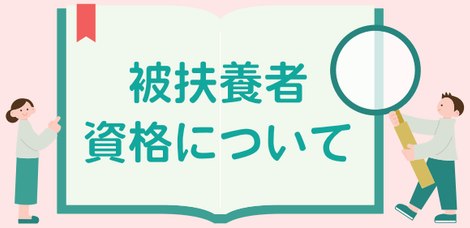

⚠ こんなときは被扶養者の資格がなくなります

● 就職したとき・他の健保組合に加入したとき

- 被扶養者が就職して就職先の健康保険の被保険者になった。
- 被扶養者がパート先やアルバイト先で被保険者になった。

パートやアルバイトをしていて下記❶～❺の要件をすべて満たす場合は、パート先やアルバイト先の健康保険の被保険者になります。

❶週の所定労働時間が20時間以上
❷賃金月額が88,000円（年収106万円）※以上
※残業代、通勤手当などを含めない所定内賃金
❸雇用期間が２カ月超見込まれる
❹学生ではない
❺職場が以下のいずれかに該当
①従業員が51人以上
②従業員が50人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

● 収入が増えたとき

- 被扶養者の年間収入が130万円※以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった（同一世帯の場合）。

※60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）となります。

「130万円の壁」への対応

「年収の壁･支援強化パッケージ」が策定され、時限措置として、被扶養者の年間収入が130万円を超えても、勤め先の事業主の証明により一時的な収入の変動と認められる場合は、引き続き被扶養者として認定される措置がとられています。

◎事業主の証明は、現況調査で提出していただきます。

● 失業給付金を受給したとき

- 被扶養者が基本手当日額3,612円※以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

※60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は5,000円以上となります。

失業手当も収入です。上記日額以上の手当を受ける場合は、必ず減員が必要です。減員手続きを行わずに受給を開始し、すでに受給終了となっている場合も健保組合までご連絡ください。

● 仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめた、または仕送り額が被扶養者の収入よりも少なくなった。

● 別居したとき

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族※が、被保険者と別居した。

※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（３親等内）は同居でなければ被扶養者として認定されません。

● 75歳になったとき

- 被扶養者が75歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。

※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

● 外国に移住したとき

- 被扶養者が日本国内に住所（住民票）を有さなくなった※。

※一時的な海外渡航（留学、海外赴任、観光、保養、ボランティア等）は除きます。

●自営業者の扶養認定について

自営業者の収入は、事業で得た売上金額から売上原価と直接的必要経費を差し引いた金額で判断します。確定申告における所得額（税法上の所得）ではありませんのでご注意ください。

自営業者の年間収入 ＝ 売上金額 －（売上原価 ＋ 直接的必要経費）

詳細はHPをご確認ください

再チェック

医療機関等のかかり方

2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行が行われなくなりました。
どのように医療機関等にかかればよいのか、あらためて確認してみましょう。

かかり方 その❶ マイナ保険証

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードのこと。マイナ保険証を医療機関等の顔認証付きカードリーダーで読み取り、本人確認を行うことで受診等ができます。カードリーダーに不具合が生じた場合は、マイナンバーカードとマイナポータルの画面や資格情報のお知らせを提示することで資格確認を行い、受診等ができます。

▶有効期限にご注意ください

マイナンバーカードの有効期限は**発行日から10回目（未成年者は5回目）の誕生日**まで、電子証明書（健康保険証の利用登録など）の有効期限は**発行日から5回目の誕生日**までです。有効期限は、マイナンバーカードの券面に記載されています。
電子証明書の有効期限は、マイナポータルにアクセスしてご確認ください。
また、発行時に自治体の担当者が券面に記入している場合もあります。

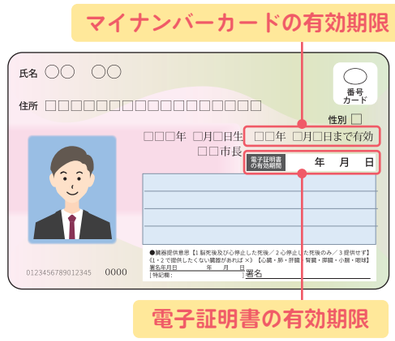

▶有効期限切れ前にお知らせがあります

電子証明書の**有効期限の約3カ月前に有効期限通知書（封書）**が届きます。また、**有効期限の3カ月前から3カ月後の間は、医療機関等で利用の際にカードリーダーで更新アラートが表示**されます。
万が一、有効期限までに更新できなかった場合でも、有効期限切れから3カ月の間はマイナ保険証としてのみ利用できますが、お住まいの自治体ですみやかに更新してください。

かかり方 その❷ 従来の健康保険証

2024年12月1日までに発行された健康保険証は、2025年12月1日までは、これまでと同じように利用できます。ただし、転職などで保険者が変わる場合や、有効期限が2025年12月1日までの健康保険証は、その時点で利用終了となります。

かかり方 その❸ 資格確認書

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、被保険者からの申し出により、資格確認書が保険者から発行されます。有効期限が設けられていますが、医療機関等に提示することで、これまでと同じように受診等ができます。

マイナ保険証と資格確認書のダブル持ち不可

- 資格確認書はマイナ保険証で受診できる状態ではない方に対して交付します。
- 要配慮者を除き、マイナ保険証と資格確認書のダブル持ちはできません。
- マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の健康保険証の経過措置期間終了（2025年12月1日）にあわせて資格確認書を交付します（申請不要）。それまでは健康保険証をご使用ください。

マイナ保険証の登録はお早めに！

マイナ保険証を基本とする仕組みへの完全移行までに、マイナ保険証の登録を済ませておきましょう。有効期限内のマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルアプリやセブン銀行のATMのほか、受診する医療機関や薬局に設置されている「顔認証付きカードリーダー」でも利用登録できます。

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178
受付時間 平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30
※年末年始を除く

はじめませんか？
LINE で健康管理。

＼ 気になったら TAP ／

定期的に発信
健康情報
トピックス

被扶養者・任継者向け
特定健診のご案内
健診の予約はこちらから

各種手続きは…
けんぽ HP

お困りごとは…
こころとからだの
健康相談

健康ポータルサイト
マイヘルスウェブ

健診を受けたあとは…
けんしんのてびき

ニッペ健保公式 LINE アカウント

友だち登録は
こちらから